

平成23年 8月23日

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 渡部 寛一

賛成者 今村 裕

賛成者 志賀 稔宗

賛成者 中川 庄一

賛成者 湊 清一

議案第65号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市
税等の減免に関する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び南相馬市議会会議規則第17
条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第65号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例制定に対する修正動議

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を次のように修正する。

- (1) 次の表中、修正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「修正部分」という。）を、修正後の欄の修正部分に改める。
- (2) 次の表中、修正後の欄にのみ修正部分があるときは、当該修正後の欄の修正部分を加える。

修 正 後	修 正 前
<p>第1条・第2条【略】</p> <p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p><u>4 市長は、原子力災害に伴い、</u> <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「特別措置法」という。）第15条第3項の規定による避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難を行っている世帯の個人市民税の全額を免除する。</u></p> <p><u>5 【略】</u></p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定による個人市民税の減免について、2以上の規定に該当するときは、最も減免の割合の大きいものを適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の減免）</p>	<p>第1条・第2条【略】</p> <p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p><u>4 【略】</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定による個人市民税の減免について、2以上の規定に該当するときは、最も減免の割合の大きいものを適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の減免）</p>

第 5 条 市長は、減免申請日を基準として原子力災害に伴い、特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車に係る軽自動車税の全額を免除する。

第 5 条 市長は、減免申請日を基準として原子力災害に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「特別措置法」という。）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車に係る軽自動車税の全額を免除する。